

景観形成地域では、表に該当する行為について届出対象行為とする。

表 届出対象行為

行 為	左のうち届出を要しない行為 (景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づく条例第 5 条)
建築物の新築、増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号)	当該行為(屋外階段、高架水槽及び冷却塔を除く)に係る部分の延床面積の合計が 10 m ² 以下のもの(新・増・改築後に高さ 5m を超えるものを除く)
は 工 作 物 の 新 設 、 増 築 、 改 築 若 し く は 移 転 、 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 若 し く は 模 様 替 又 は 色 彩 の 変 更 (景 観 法 第 16 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号)	高さ 1.5m 以下のもの
垣(生け垣を除く)、さく、塀、擁壁等 煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さ 5m 以下のもの
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 太陽光発電施設	高さ 5m 以下で、かつ築造面積が 10 m ² 以下のもの
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ 10m 以下のもの
橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、棧橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等	長さ 20m 以下で、かつ、高さが 5m 以下のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	高さが 1.5m 以下で、かつ、当該行為に係る部分の土地の面積が 100 m ² 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他土地の形質の変更 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	・面積が 300 m ² 以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが 1.5m 以下のもの
都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為 その他政令で定める行為 (景観法第 16 条第 1 項第 3 号)	・農林漁業を営むために行なうもの(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て及び干拓を除く) 注1:大規模行為に該当するものを除く
水面の埋立て又は干拓 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	
木竹の伐採 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく条例第 4 条)	・樹高 10m 以下の樹木の伐採

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

1. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
2. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
3. 水面下における行為
4. 仮設の工作物の建設等
5. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
6. 通常の管理行為で景観法施行令第8条第4号ロ及びハに規定される行為
7. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ1.5メートル以下のもの
 - イ. 漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ. 港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ. 都市計画区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ. 堆積の期間が90日以下のもの
8. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
9. 国の機関又は地方公共団体が行う行為
※届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
10. 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、出雲市文化財保護条例
 - イ. 都市計画法（地区計画等に定められた事項）
※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
 - ウ. 屋外広告物法
 - エ. 島根県立自然公園条例
 - オ. 島根県自然環境保全条例
11. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア. 景観地区及び準景観地区
 - イ. 景観重要建造物
 - ウ. 景観重要公共施設
 - エ. 景観農業振興地域整備計画
 - オ. 自然公園法
12. 既着手行為（平成20年9月30日までに着手している行為。ただし、斐川地域については、平成26年6月30日までに着手している行為）